



新潟県



発行 新潟県

第 89 号

平成29年11月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1228 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
 1229 地域森林計画案の縦覧（治山課）
 1230 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
 1231 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
 1232 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
 1233 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（情報政策課）

人事委員会規則

- 6-1810 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
 6-1811 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1228号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成29年11月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
大野 秀子	リハビリテー ション科	悠遊健康村病院	長岡市大字日越337	H29. 11. 1	第15条第1項の 医師に指定した
鈴木 宣瑛	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町諏 訪山997	〃	〃
谷 卓	神経内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
野村 俊春	脳神経外科	新潟労災病院	上越市東雲町1- 7-12	〃	〃

◎新潟県告示第1229号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において平成29年11月21日から同年12月15日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成29年11月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1230号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（平成27年1月新潟県告示第16号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び新潟県新潟地域振興局農林振興部において平成29年11月21日から同年12月15日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成29年11月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1231号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画（平成28年1月新潟県告示第36号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において平成29年11月21日から同年12月15日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成29年11月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1232号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画（平成26年1月新潟県告示第25号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課及び新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部において平成29年11月21日から同年12月15日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成29年11月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成29年11月21日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年11月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市本町2丁目20番丁の一部、20番丙の一部、27番1の一部、27番2の一部、28番3の一部、28番1の一部、28番2の一部、32番3の一部、32番1の一部、34番3、31番1の一部、31番2の一部、33番の一部、34番1の一部、34番2、35番6の一部、35番4の一部、28番2の先、34番2の先、31番2の先	6.00	82.40

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年11月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年1月31日（水）

(4) 納入場所

新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年11月21日（火）から平成29年12月5日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年12月22日（金） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成29年11月21日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年12月13日（水） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通

知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年12月19日(火) 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国

通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

人事委員会規則

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月21日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1810号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区 域	所在地	公署及び学校等	区 域
(略)			(略)		
上 越 市	(略) <u>上越警察署上越妙高駅前交番</u> (略)	上 越 市	上 越 市	(略) <u>上越警察署南本町交番</u> (略) <u>上越警察署島田駐在所</u> (略)	上 越 市
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成29年11月24日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月21日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1811号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)			(略)		
(略) 南魚沼郡 湯沢町	(略) 南魚沼警察署苗場警備派 出所	4級地	(略) 南魚沼郡 湯沢町	(略) 南魚沼警察署苗場交番	4級地
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。